

4 流通関係

(2) 酒類・たばこ

規制緩和推進3か年計画(再改定)(平成12年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成10年度	平成11年度	平成12年度		
酒類小売免許に係る需給調整規制	酒類小売免許に係る需給調整規制について、人口基準については平成10年9月から段階的な緩和を着実にいき、15年9月1日をもって廃止し、また、距離基準については12年9月1日をもって廃止する。	10年度 (人口基準の段階的緩和の開始)		12年度 (距離基準の廃止)	(財務省) 酒類小売業免許に係る需給調整規制については、「酒類販売業免許等取扱要領等の一部改正について」(平成10年3月31日付課酒3-3国税庁長官通達)により、人口基準については平成10年9月から段階的な緩和を着実にいき、平成15年9月1日をもって廃止することとしており、距離基準については平成12年9月1日をもって廃止することとしていたが、平成12年8月30日の追加の閣議決定を踏まえ、距離基準は平成13年1月1日をもって廃止した。	
酒類の製造免許	需要が低迷し、中小企業が多く需給調整が行われている酒類について、需給状況の好転が認められる場合には、速やかに当該品目についての需給調整規制を廃止の方向で見直す。また、それまでの間に、中小企業者の合理化を進め、需給調整なくして酒税の保全が図られるような業界の構造の構築を目指す。 上記以外の酒類について、今後、新たに需給調整を行うことは厳に慎む。		11年度実施 (逐次実施)		(財務省) 「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達の制定について」(平成11年6月25日付課酒1-36国税庁長官通達)により、合成清酒、しょうちゅう甲類、かすとり以外のしょうちゅう乙類、みりん及び原料用アルコールの製造免許について、当該免許を受けている者が合理化を図るため新たに製造場を設置する場合は免許を付与することとした。 上記以外の酒類の製造免許は、申請者の経営基盤、技術能力、製造場の設備等について、酒税法第10条 免許の要件 各号に該当するかどうかを検討の上、免許の可否を決定することとした。	

規制緩和推進3か年計画（再改定）（平成12年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成10年度	平成11年度	平成12年度		
製造たばこの小売販売に係る規制	平成10年7月1日に実施した需給調整基準の緩和の結果を勘案し、たばこ小売販売に係る規制について、未成年者喫煙防止という社会的管理目的、零細小売業者に対する激変緩和という趣旨等との適合性に関し、中長期的にその在り方の検討を行う。	10年度以降逐次検討			<p>（財務省）</p> <p>たばこ小売販売に係る規制については、引き続き、零細小売販売業者への激変緩和、未成年者の喫煙防止という社会的要請及び身体障害者等の自立援護（一般の者よりも緩和された基準の適用）の必要性についても考慮しつつ、中長期的にその在り方の検討を行っている。</p> <p>なお、財政制度等審議会による「喫煙と健康の問題等に関する中間報告（平成14年10月10日）」において、「許可制、定価制については、未成年者喫煙防止等の社会的要請や不正取引防止の観点からも一定の役割を果たしており、枠組条約案（WHOたばこ規制枠組条約案）においても同様の考え方が示されていることから、現時点で規制緩和の観点から議論を進める状況には至っていないと考える。」とされている。</p>	

(3) アルコール専売

規制緩和推進3か年計画（再改定）（平成12年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成10年度	平成11年度	平成12年度		
アルコール専売	アルコール専売については、中央省庁等改革に係る大綱に従って、民営化を進める。			12年度（実施準備）	<p>（経済産業省）</p> <p>アルコール専売制度は、平成12年度をもって廃止され、平成13年4月よりアルコール事業法（平成12年法律第36号）が施行されているところである。また、同法附則第8条において、平成18年4月を目途に新エネルギー・産業技術総合開発機構の行うアルコール製造業務等を終了させ、政府がその資本を全額出資する特殊会社を設立し、できる限り早期に民営化を図ることとしている。</p>	

(4) 医薬品・食品衛生

規制緩和推進3か年計画（再改定）（平成12年3月31日閣議決定）における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期					
		平成10年度	平成11年度	平成12年度			
食品関係営業の許可	地方公共団体における申請の電子化の進展を踏まえ、申請書類の受付方法の合理化について助言する。	電子化の進展を踏まえ実施				<p>（厚生労働省）</p> <p>平成14年2月に開催した「全国食品衛生主管課長会議」、及び平成14年10月に開催した「全国食品衛生業務担当者会議」において、電子化の進展を踏まえ、申請書類の受付方法の合理化について助言・指導しているところ。</p>	
食品営業者に対する法定監視回数基準	食品営業に係る法定監視回数期基準の見直しを図る。			12年度（検討）	<p>（厚生労働省）</p> <p>平成12年度「食品保健行政の改善等に関する調査研究」の中の「食品保健行政の実施体制の自己評価に関する研究」において、食品保健行政の評価指標の比較検討を実施したところである。</p> <p>なお、現行の規定を改め、新たに 厚生労働大臣が、都道府県等における監視指導の重点を示す指針を策定し、公表するとともに、厚生労働大臣が定める指針を勘案して、各都道府県、政令市及び特別区において、地域の実情に応じた重点的な監視指導計画を、毎年度策定し、公表する仕組みを導入することとしている（国会での法案審議を経て早期の成立を目指し、平成16年度から実施予定）。</p>		

規制緩和推進3か年計画（再改定）（平成12年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成10年度	平成11年度	平成12年度		
医療用具販売の届出	医療用具販売について、国際的動向等を踏まえ、都道府県知事に届出を不要とする医療用具の範囲を拡大する。		一部措置済 11年4月30日	12年度 （逐次実施）	<p>（厚生労働省）</p> <p>平成14年7月31に公布された「薬事法及び採血及び供血あっせん業取締法の一部を改正する法律」（平成14年法律第96号）による薬事法の改正に伴い、改正薬事法で新たに定義されたクラス分類に基づく見直し案を平成15年2月26日に公表したところ。</p> <p>また、本見直しにより、販売業の届出が必要とされている現行の薬事法施行規則に規定される医療用具のうち、改正薬事法で届出が不要となる一般医療機器（特定保守医療機器を除く。）に該当することとなったものについては、改正薬事法の施行を待つことなく、平成15年8月を目途に薬事法施行規則を改正することにより、販売業の届出を不要とする措置を前倒して行うこととしている。</p>	

(5) 農産物等

規制緩和推進3か年計画(再改定)(平成12年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成10年度	平成11年度	平成12年度		
米穀販売等に 係る規制	米穀の出荷取扱業及び販売業の有効期間 米穀の出荷取扱業及び販売業の登録の有効期間について、倍化等 延長する方向で検討を行う。			12年度 (検討)	(農林水産省) 米穀の出荷取扱業及び販売業の有効期間について、現行 の登録制を有効期間の定めのない届出制にすることを盛り 込んだ食糧法改正法案を第156階通常国会に提出する予 定。	
農業生産資材 等	特許権の存続期間が終了した農薬に係る登録申請手続について の検討結果を踏まえ、所要の措置を講ずる。		11年度 (結論)	12年度 (措置)	(農林水産省) 現に登録を受けている農薬で初回登録後15年以上を経 過したものについて、一部の既提出の試験成績の利用を認 めることとし、平成13年6月26日付けで生産局長名で 関係団体等に通知済。	
	農薬登録事務の電子化に必要なシステムの確立について、平成 11年度までに実施した調査等の結果を踏まえ、磁気媒体を利用し た申請書類の提出のためのシステム構築を図る。	10年度 (調査実 施)	11年度 (システ ム基本構 想策定)	12年度 (具体的 なシステ ムの構築 に着手)	(農林水産省) 行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する法 律に関連し、他法令を含めた総合的な事務手続きの電子化 の検討との整合性を図りつつ具体的なシステムの構築に着 手	
農業生産法人 制度	農事組合法人に係る員外従事者制限の緩和については、これま での調査結果及び農業生産法人制度全体の議論に加え、農業協同 組合改革全体の議論を踏まえた検討を行った上で、結論を得て所 要の措置を講ずる。			12年度 (結論) 12年度以 降 (早期に 措置)	(農林水産省) 農事組合法人に係る員外従事者の制限の緩和は上限に近 く、農業者の協同組織としての性質上、制限緩和が困難で あることから、これに代わるべき措置として、株式会社等 他の法人形態へ発展、転換できる途を拓くことにより措置 済(農業協同組合法の一部改正法(平成13年法律第94号) (平成14年1月1日施行))。	
農業倉庫業の 認可等	全農業倉庫業者への実態調査の結果を踏まえ、農業倉庫業法の規 制の在り方について、検討を行い結論を得た上で所要の措置を講ず る。	10年度 (実態調 査)	11年度 (検討・結 論)	12年度以 降 (早期の 措置)	(農林水産省) 平成15年農林水産省経営局長通知により措置。	

(7) 商品先物取引

規制緩和推進3か年計画(再改定)(平成12年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成10年度	平成11年度	平成12年度		
商品先物取引に関する委託手数料	商品先物取引に関する委託手数料については、特定の電子取引等に係るものから順次自由化することとし、平成16年末をもって完全自由化する。	一部措置 済 10年12月28日 (特定の電子取引及び商品投資顧問業者により運用される資金についての取引)	逐次実施		(農林水産省、経済産業省) 平成13年2月1日より、上場商品やその原料等の売買等に携わる者が行う取引に係る委託手数料を、また、平成14年12月31日より、大口取引(300枚を超えて委託し、取引が成立した部分に限る)に係る委託手数料を自由化した。	